

家屋と償却資産の区分について

家屋と償却資産の区分は、次の表を参照してください。

なお、家屋の附帯設備(総務省令等で定めるもの)であつて、当該家屋の所有者以外の事業者が事業の用に供するため取り付けただけのもので、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（「特定附帯設備」）については、その資産を取り付けた事業者が事業の用に供することができる資産である場合は、法令により取り付けただけの者が所有者とみなされるため、償却資産の申告対象となります。

家屋と償却資産の区分について

家屋と償却資産の区分表

設備の区分	設備の分類	設備の内容	家屋と償却資産の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作工事	床・壁・天井仕上げ	○			○
		店舗造作(カウンター・棚等)工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式	○			○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式	○			○
	電源コンセント	家屋に設置された電源コンセント(家屋の外壁に設置されたものを含む)	○			○
		屋外に設置された電源コンセント		○		○
	照明器具設備	照明器具設備(家屋の外壁に設置されたものを含む)	○			○
		屋外に設置された照明器具設備		○		○
	電力引き込み設備	電源引き込み工事		○		○
	電話設備	電話機・交換機等		○		○
	LAN設備	LAN設備一式		○		○
	放送設備等	マイク・スピーカー・アンプ等の機器一式		○		○
	インターホン設備	集合玄関等に設置された設備一式		○		○
		その他設備	○			○
	監視カメラ等設備	受像機・カメラ		○		○
		アンテナ、分配器、整合機器、配管・配線等	○			○
	火災報知器設備	火災報知器設備一式	○			○
	給排水・衛生設備	給排水設備	屋外の給排水設備、その他業務用設備		○	
屋内給排水、配管、水槽、バルブポンプ等			○			○
洗車設備				○		○
給湯設備		局所式給湯設備(電気温水器、湯沸し器等)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用)、中央式給湯設備	○			○
ガス設備		屋外ガス、配管設備		○		○
		屋内ガス配管等設備	○			○
衛生設備		洗面器、大小便器、ユニットバス、キッチンユニット、流し台等	○			○
		消火器、避難設備、		○		○
消化設備	スプリンクラー等	○			○	
空調等設備	空調設備	エアコン(壁掛け)、その他業務用の設備		○		○
	換気設備	上記以外のエアコン、ボイラー、ダクト、換気設備等	○			○
その他設備	運搬設備	ベルトコンベアー等		○		○
	昇降機(エレベーター、エスカレーター)、その他		○			○
		飲食店、百貨店、ホテル等の厨房設備		○		○
		上記以外の厨房設備	○			○
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機(施設・ホテル、コインランドリーなど洗濯設備)		○		○
		上記以外の洗濯設備	○			○
	その他設備	冷凍庫、冷蔵庫、冷却装置、ろ過装置、食器洗浄機、POSシステム等		○		○
		ブラインド、カーテン、		○		○
	外構工事・設備	門・塀・庭園、花壇・側溝等		○		○
		アスファルト等工事		○		○
		キャノピー(スタンド等)(家屋と一体となっているもの)	○			○
		〃 (家屋と一体となっていないもの)		○		○
		石油タンク、配管		○		○
		ストーブ等の暖房器具		○		○
		融雪設備	○			○
		被雷設備		○		○
		アーケード又は日よけ設備		○		○
		広告塔、ネオンサイン、看板、駐輪設備、簡易間仕切り		○		○
	機械式駐車設備		○		○	